

令和 7 年度第 1 回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 1 時 26 分から午後 1 時 50 分まで

(2) 場 所

県庁 10 階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 令和 7 年漁期稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）

→ 意見なし

(2) 令和 6 年度稚うなぎ漁業の採捕実績について（報告）

→ 意見なし

(3) 広瀬川漁業協同組合への増殖命令の対応状況等について（報告）

→ 意見なし

令和7年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福 留 己 樹 夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出 水 昭 彦	○
漁業者代表	中 村 博 文	○
漁業者代表	山 田 満	○
漁業者代表	下 川 智 美	○
採捕者等代表	別 府 宏 一	○
採捕者等代表	大 田 勉	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 吉 田 明 彦	○
学識経験者	國 師 恵 美 子	○
学識経験者	安 樂 和 彦	○

(出席者) 10人

(欠席者) 0人

【事務局等】

職 名	氏 名
次長（水産振興課課長補佐）	眞 鍋 仁
書記（水産振興課漁業調整係主査）	竹 内 唯
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和7年6月10日（火）午後1時26分開始 —

【開会】

○眞鍋次長

ただいまから令和7年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催致します。

まず、板坂事務局長及び村田事務局次長ですが、議会の関係で欠席しております。代理で司会を務めます水産振興課課長補佐の眞鍋と申します。よろしくお願いします。

本日はですね、委員10名のうち10名の出席をいただいております、鹿児島県内水面漁場管理委員会事務局規程第6条第1項に定める出席者数を満たしておりますので、本委員会は成立致します。

注意事項でございます。発言につきましては、挙手の上、議長の了承をいただいた後に、マイクがお手元にマイクが届いてからから行うようにお願いします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をよろしくお願いいたします。

○福留議長

皆さんこんにちは。挨拶というか報告みたいな形ですけども、先月、東京で全国の委員会の会長たちが集まる総会がありました。その中で、規定どおり私が会長になりましたので、2年間、令和7年と8年は全国の会長をすることになりました。

選挙で選ばれたら大きな顔もできるんですけど、単にくじ引きだけで決まった会長ですから、非常に挨拶なんかも難しいというかあんまり長くもできないし、東京での挨拶も1分30秒ぐらいでもうやめました。

今度は、7月1日ですけど、昨年ここで議論しました、陳情ですね。いろんなこれやってくれ、あれやってくれというやつで、7月1日に国土交通省、環境省、農林水産省といった省庁を回ります。

私、非常に勘違いしてたのが、各都道府県に委員会があるわけですけども、その上に連合会があるとばかり勘違いしてました。連合会があって、要するに、内水面漁協なんかも連合会があるし、海の方も連合会みたいな組織あるんですから、この委員会も当然連合会があるとばかりし思ったんですけども、持ち回りで会長をする県が連合会なんですよね。このような位置付けですね。それを知りませんでした。

ただ、実態的には、その事務局が全部しますんで、今日山神さんも来てますけども、多分2年間大変なことになると思います。全国の要望を集めたりとか、修正したりとかいろんなことしなきゃですから。2年間は大変な事務局の作業にはなるとは思いますけど、頑張ってください。

それでは、議事に入ります前に議事録署名について、私から指名するということですのでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

今回は山田委員と吉田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○山田委員，吉田委員

はい。

【議題１ 令和７年漁期稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）】

○福留議長

引き続き議事に入ります。議題１は「令和７年漁期稚あゆ特別採捕許可の実績について」です。こちらは報告事項です。執行部からの説明をお願いします。

○事務局（竹内水産技師）

漁業調整係の竹内です。資料１をお手元にご準備ください。

まず、本議題の表題について、これまでは「令和６年度稚あゆ特別採捕許可の実績について」と年度で表記しておりましたが、漁期が令和６年度と令和７年度の２つの年度にまたがっており、わかりづらい標記であったことから、採捕の状況と合わせまして、「令和７年漁期」という標記に変更しております。

それでは報告内容に入ります。資料を１枚めくっていただき、「令和７年漁期稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）」をお開きください。１の許可実績について、海産稚あゆが有明漁業生産組合が１件、湖沼産稚あゆが１件、河川産稚あゆが４件に対し、許可を発出しております。

採捕期間につきましては、海産が１月１５日から同年２月２８日まで、湖沼産が１月４日から同年３月３１日まで、河川産が３月１日から同年４月３０日までとなっているところであります。

資料の最後、別紙をお開きください。令和７年漁期の稚あゆ採捕状況をまとめた表になります。

１の海産は許可量１００ｋｇに対し、採捕実績は３３．５ｋｇであり、充足率が３３．５％となっております。対前年比の充足率は９０．５％と、前年よりもやや少ないという結果であります。

２の湖沼産は許可量２０ｋｇに対し、採捕実績はありませんでした。

３の河川産は一番左に採捕者名、その右側に需給調整に基づく許可量を記載しております。全体の許可量３，９３３ｋｇに対し、採捕実績は１，７７５．７ｋｇであり、充足率は４５．１％となっております前年に比べ、採捕量が増加しております。

各漁協の許可量、採捕実績及び充足率は記載のとおりですので、後ほどお目通しください。

３の右側の表は、放流・出荷量となっております。各漁協の自河川放流、県内河川放流、県外河川放流及び養殖に充てた分を記載しております。

以上で、報告とさせていただきます。

○福留議長

県からの説明が終わりましたが、ただいまの説明について御意見、御質問等があればお願いします。

○中村委員

実績がこれなんですけども、昨年 of 漁業権の改定で、自河川放流の数量が各組合決まったんですけれども、今の各漁協の自河川放流数量がですね、あゆが非常に獲れていた2, 30年前から数量がほとんど変わってないです。

昔は3,000, 4,000, 5,000獲れていたんですけども、実績を見ても、今年が1700で、去年が400でその前はちょっと獲れてるんですけど、そうなってくると自河川放流を優先的にしようということで、組合も頑張っているんですけど、我々あゆを獲るときに仕掛けを作るんですけど、それに対して100万円以上かかるわけです。そういうのを考えてですね、自河川放流をするのも大事ですけども、組合の運営としても非常にお金がかかりますので、こういうところも見直してですね、今年は獲れても2,000くらいで、何十年前からの数量では各組合も非常に厳しい状況ですので、見直す時期に来てるんじゃないかと私は思います。そのあたりも検討していただけたらと思っています。

以上です。

○福留議長

事務局から何かあります。

○事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。御質問ありがとうございます。

義務放流の目標数量は、毎年、この漁場管理委員会で協議させていただいた上で公表をしているということになります。これが漁業権に基づいて、漁業権者が増殖を行わないといけないということで、それに対して皆さん今頑張ってやっただいてるところではあります。

どうしても公表しなければならないという性質上、理由がなくそれを下げることが難しいです。また、漁業権者の努力と相反して、自然環境なんかによって資源がどうしても状況的に悪くなっていってしまうところもあって、下げるのが難しいよねということずっと維持をしてきたところでございます。

一方で、組合の経営が厳しかったりとか、高齢化であったりとか、そういったいろんなところを見直さないといけない状況にあるということも確かだとは思ってます。

そこに関しましてはやはり業界の方でまず話をさせていただいて、どういった方向性をやっていくべきなのかというところの意見がまとまりましたら、当然対応というものは考えていくものだと思います。以上です。

○福留議長

中村委員よろしいですか。

他に御意見、御質問等あればお願いいたします。ないようですので、次の議題に移ります。

【議題2 令和6年度稚うなぎ漁業の実績の採捕実績について（協議）】

○福留議長

議題2は「令和6年度稚うなぎ漁業の採捕実績について」です。これも報告事項です。県からの説明をお願いします。

○事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。議題2について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。令和6年度のシラスウナギの採捕実績についてということで、毎年委員会に報告をさせていただいているものです。

1番、採捕期間ですが、令和6年12月1日から休漁期間を挟みまして、令和7年3月31日までの採捕期間でした。例年に引き続きまして、資源管理措置として、採捕期間は31日間短縮して合計90日間の漁期となっていました。

2番、採捕者数ですが、33団体、1,215名に許可を行いました。こちらは前年と同数となっております。

3番、採捕実績ですが、採捕量は県内全体の合計で2492.3kgでした。前年が767.7kgでしたので、前年度の実績比としましては325%ということになりました。

4番、県内養鰻漁業者の県内養鰻業者のシラスウナギの池入れ状況です。こちら4月末時点ですが、約7.7トン、国の割り当て量、鹿児島県が8.6トンありまして、これが約90%という状況になっています。

下の方に参考まで、過去5年間の採捕状況等について記載をしておりますので、こちらお目通しをお願いします。報告は以上です。

○福留議長

県から議題の説明が終わりました。
ただいまの説明について御意見、御質問等はあればお願いいたします。特にないでしょうか。この議題にも報告案件ですので御意見、御質問等がないようであれば次の議題に移ります。

【議題3 広瀬川漁業協同組合への増殖命令の対応状況等について（報告）】

○福留議長

議題3です。議題3は「広瀬川漁業協同組合への増殖命令の対応状況等について」です。これは報告事項です。県からの説明をお願いいたします。

○事務局（山神水産技師）

引き続き、議題3についてご説明をさせていただきます。資料の3、1ページをご覧ください。

本案件は、令和7年3月18日に開催された漁場管理委員会に諮問し、3月28日付で広瀬川漁業協同組合に対して発出した増殖命令について、その後の状況を報告するものです。

まず1番、これまでの経緯です。広瀬川漁協が免許を受けている鹿内共第1号第5種

共同漁業権には、オイカワが含まれており、広瀬川漁協にはオイカワの増殖義務があります。これが増殖目標が毎年5キロとなっております。

令和6年8月に、広瀬川漁協よりオイカワ放流の方法に関する照会があり、増殖義務の履行に関する疑義を県が把握しました。

県では、広瀬川漁協へのヒアリングや現地調査により状況確認を行い、内水面漁場管理委員会へ報告し、疑義案件の検証や今後の対応等について協議を行ってきました。こちらが前期の体制から協議が続いていたものですが、合計で報告が2回、協議が1回、諮問が1回となっております。

内水面漁場管理委員会で検証を行った結果、広瀬川漁協が行った放流は増殖に繋がると判断しがたいというふうに判断をされ、その答申に基づき、令和7年3月28日付けで県は広瀬川漁協に対し増殖命令を発出しました。

実際の増殖命令については3ページ以降、別紙1で示しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

2番、増殖命令の内容です。対象魚種はオイカワのみとなっております。増殖計画としましては、2つに分かれております。まず、ア増殖用の種苗の放流、こちらが数量で10kg。次に、イ産卵場の造成、場所が鹿内共第1号第5種共同漁業権内で、数量としては、16m²、4m×4ヶ所以上ということですね。

増殖計画の期間としましては、令和7年3月28日から令和7年12月31日までという形で増殖命令を発出しました。ここの数量の計算に関しましては、放流が適切に行われていなかった、増殖に繋がると判断しがたいというふうな結果になった7年間かける5kg、35kgに相当する数量となっております。

3番、増殖命令発出後の広瀬川漁協の対応です。聞き取りによると、増殖命令の対応については理事会で協議を行ったということです。その後、県に増殖命令の実施計画書というものの送付がありましたので、概要について御説明をいたします。

まず(1)増殖用種苗放流の対応ですが、鹿児島市の甲突川での採捕を基本としつつ、採捕が低調だった場合には、一部は自河川で採捕予定ということです。採捕区域については5ページ、別紙2で示しておりますが、甲突川の中流域ですね、浄水場とかがある辺りで採捕を行う予定だということです。

資料2ページを御覧ください。種苗の採捕方法ですが、プラスチック製のセル瓶を約10基使用するというものです。これは従来、広瀬川漁協で採捕に使用されていた道具と同じになります。

種苗の放流場所ですが、米ノ津川支流及び米ノ津本流です。支流と本流の間には複数の堰があり、オイカワの移動自体が制限されているということです。こちらは、別紙3の6ページに位置図を示しております。

もともと採捕・放流が行われていたのが、真ん中の赤丸、春日橋付近だったんですが、甲突川で採捕した種苗は、この春日橋付近、丸木橋付近、それから軸屋川に放流をしていくということです。

仮に甲突川の採捕がうまくいかなくて、自河川採捕・放流となった場合には、米ノ津本流で採捕を行った後、堰があってオイカワの移動が制限されている、支流の方に放流をしていくということです。

資料は2ページにお戻りいただいて、続いて放流数量です。こちらは増殖命令の通り

10kg となっております。こちらは米印に記載しておりますが、増殖目標の5kgとは別に実施するという事です。

実施時期ですが、7月と10月の2回、甲突川での採捕を予定しているという事です。また、目標数量に達しない場合には、別途追加で実施を行っていくという事です。

続いて(2)産卵場造成の対応です。実施場所は、米ノ津川本流のうちオイカワの親が生息しており、水深30cm前後で、流れの緩やかな平瀬を設定するという事です。

実施予定箇所として4ヶ所設定しております。こちら実際の位置図は別紙4に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

造成方法ですが、川床の耕運を基本とした造成で、必要に応じて砂礫を補充していくという事です。造成の規模は増殖命令のとおり、4ヶ所以上で合計16m²。造成の時期は、7月初旬を計画しているという事です。産卵場の造成については、水産庁のマニュアルに則った対応となっていることを確認しています。

続いてその下、増殖命令の対応に係るスケジュールですが、5月は増殖命令の対応案を漁協の方で作成していただいていた。6月5日に広瀬川漁協の理事会で作成した増殖命令の対応案について協議を行い、7月から12月に実際に履行を行っていく、12月末までに県に履行実績を報告するという事です。

4番、県の対応です。5月に漁協が増殖計画増殖命令の実施計画案を作成しているときに、その内容の確認を行い、助言・指導というものを行ってきました。今後は増殖命令の履行状況について、現地の確認や指導を行っていく予定としております。報告は以上です。

○福留議長

県からの説明が終わりましたけども、ただいまの説明について御意見、御質問等があればお願いいたします。

○出水委員

2ページの増殖命令の対応に係るスケジュールについてですが、6月5日に広瀬川漁協の理事会で協議したとありますが、どのように協議がまとまったのか教えてください。

○事務局（山神水産技師）

御質問ありがとうございます。具体的どういった内容で協議をしたかというところまで、我々も聞き取ってはいないのですが、漁協として命令が出たものに対しては対応していかないといけないということで、この計画案を作る前に漁協の理事会で協議をして、そのあと協議済みの結果に対して我々が助言・指導を行って、その修正が入ってこのような形になりました。

最終的にこれで履行していきますということを、漁協事務局から理事の方に報告をして、承認を得たというふうに聞いています。

○福留議長

私の方からよろしいですか。6月5日で協議していますが、広瀬川漁協の組合長は5月末で、変わっていますね。この協議したのは新しい組合長と協議したってことでしょうか。

○事務局（山神技師）

理事の体制が変わっておりますので、新体制で協議したものと認識しております。

○福留議長

他に何か質問とかあればお願いします。この案件も報告事項で特に御意見、御質問等がないようですので、議題3を終了いたします。

【その他】

○福留議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かあればお願いいたします。

それでは事務局から何かお願いします。特にないようですので、第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。進行にご協力いただきましてありがとうございます。

【閉会】

○眞鍋次長

それでは本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 令和7年6月10日（火）午後1時50分終了 —

議事録署名者

会長

委員

委員
